

○内閣府令第十七号

道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十九条第一項及び第二項、第九十七条第四項、第九十七条の二第一項第五号、第一百一条第一項及び第四項、第一百一条の二第一項及び第二項、第一百一条の五、第一百四条の三第一項、第一百六条、第一百七条の三の二並びに第一百四条の七並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三条第三項及び第三十五条第三項第一号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第三号中「第十八条の二の二第五項」を「第十八条の二の三第五項」に改め、同条第二項中「特定失効者」の下に「又は法第九十七条の二第一項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消

処分者」という。」を加える。

第十八条の二の二第一項及び第二項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同条第三項中「第八十九条第二項前段」を「第八十九条第三項前段」に改め、同条を第十八条の二の三とし、同条の前に次の一条を加える。

(質問票の様式)

第十八条の二の二 法第八十九条第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十二の二のとおりとする。

第二十三条第二項第二号及び第二十六条の二(見出しを含む。)中「特定失効者」の下に「又は特定取消処分者」を加える。

第二十九条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第百一条第四項」を「第百一条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7 法第百一条第四項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十二の二のとおりとする。

第二十九条の二第五項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第百一条の二第二項」を「第百一条の二第三項」に改め、同項を同条第六項

とし、同項の前に次の一項を加える。

5 法第一条の二第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十二の二のとおりとする。

第二十九条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「申請書」を「特例更新申請書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別記様式第十八の二の申請書」を「前項の様式の特例更新申請書」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第一条の二第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十八の二のとおりとする。

第二十九条の二の次に次の一条を加える。

(報告徴収の方法)

第二十九条の二の三 法第一条の五の規定による報告徴収は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求め、ることにより行うものとする。

第二十九条の四中「第百四条の二の三第三項及び第六項」を「第百四条の二の三第五項及び第八項」に改める。

第三十条の二の二中「第百四条の二の三第五項」を「第百四条の二の三第七項」に改める。

第三十条の四中「同条第三項」を「第三項若しくは同条第五項」に改める。

第三十一条の三の表中「第百一条第五項又は第百一条の二第三項」を「第百一条第六項又は第百一条の二第四項」に、「法第百一条の二第三項」を「法第百一条の二第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「又は同条第三項」を「若しくは第三項又は同条第五項」に、「又は法」を「若しくは法」に改め、「取消しを受けた者」の下に「又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者」を加え、「当該免許に係る」を「取り消され、又は失効した免許に係る」に改める。

第三十三条第四項第一号へ中「基本操作及び基本走行については一時限（大型二輪免許に係る教習を受ける者が現に普通二輪免許を受けている者である場合を除く。）」を削り、「二時限」を「一時限」に改め、同号ト中「応用走行についてのみ」を「基本操作及び基本走行並びに応用走行について」に改め、「教習時間は」の下に「基本操作及び基本走行については一時限を、応用走行については」を加え、同号トに次のただし書を加える。

ただし、大型二輪免許に係る教習を受ける者が現に普通二輪免許を受けている者である場合にあつ

ては、運転シミュレーターによる教習は、応用走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は三時限を超えないこと。

第三十七条の二を第三十七条の二の二とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

(報告徴収の方法)

第三十七条の二 法第七十七条の三の二の規定による報告徴収は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求め
ることにより行うものとする。

別記様式第十二を次のように改める。

別記様式第十二（第十七条関係）

運 転 免 許 申 請 書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふ 氏	り が	な 名
生	年 月 日	年 月 日
受けようとする免許の種類		
試験免除の該当事由		
免許証の記載事項の変更の有無		有 ・ 無

----- (この線から下には記載しないこと。) -----

免許証の写し	
--------	--

氏名・生年月日		年 月 日
本籍・国籍等		
住 所		
交 付	年 月 日	写 真
年 月 日まで有効 免許の条件等		

↑ 6.2

← 1.0

← 2.0 → 9.0 →

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 - 2 試験免除の該当事由欄には、法第97条の2第1項若しくは第2項又は令第34条の5に規定する免除事由を記載すること。
 - 3 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 - 4 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第十二の次に次の一様式を加える。

別記様式第十二の二（第十八条の二の二、第二十九条の二関係）

質 問 票

次の事項について、該当する□に（チェック）印を付けて回答してください。

1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）
を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 □はい □いいえ

2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部
が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 □はい □いいえ

3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、
日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回
以上となったことがある。 □はい □いいえ

4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3
日以上続けたことが3回以上ある。 □はい □いいえ
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けている
にもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。

5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控える
よう助言を受けている。 □はい □いいえ

公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

回答者署名

（注意事項）

1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。

（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。）

2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

3 提出しない場合は手続ができません。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第十三及び別記様式第十三の二中「第十八条の二の二関係」を「第十八条の二の三関係」に改める。

別記様式第十八及び別記様式第十八の二を次のように改める。

別記様式第十八（第二十九条関係）

運転免許証更新申請書 年 月 日	
公安委員会 殿	
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無

----- (この線から下には記載しないこと。) -----

適性検査の結果	
免許証の写し	

氏名・生年月日		年 月 日
本籍・国籍等		
住 所		
交 付		年 月 日
年 月 日まで有効 免許の条件等	写 真	

6.2

1.0

2.6

9.0

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 - 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 - 3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十八の二（第二十九条の二関係）

特例更新申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふ 氏	り が	な 名
生	年 月 日	年 月 日
免許証の記載事項の変更の有無		有 ・ 無

----- (この線から下には記載しないこと。) -----

適性検査の結果	
免許証の写し	

氏名・生年月日		年 月 日
本籍・国籍等		
住 所		
交 付	年 月 日	写 真
年 月 日まで有効 免許の条件等		

6.2

9.0

2.6

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 - 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 - 3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十八の四の次に次の一様式を加える。

別記様式第十八の五（第二十九条の二の三、第三十七条の二関係）

報 告 書	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
公安委員会 殿	年 月 日
上記のとおり報告します。	報告者署名 _____
(注意事項)	
1 各質問について、該当する□に（チェック）印を付けて報告してください。	
2 各質問に対して「はい」と報告しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 （運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に報告してください。）	
3 虚偽の報告をした方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第十九中「第104条の2の3第3項」を「第104条の2の3第5項」及び「第104条の2の3第6項」を「第104条の2の3第8項」に改める。

別記様式第二十二の三中「第37条の2第1項」を「第37条の1の1第1項」に改める。

別表第一中「燈器」を「灯器」に、「5.3」を「上5.3」に、「5.4」を「上5.4」に、「四・五メートルから二・五メートルの範囲」を「二・五メートル以上」に改める。

附 則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。